

奈良・平城京跡

- 1 所在地 奈良市二条大路南一丁目
 - 2 調査期間 一九八八年(昭63)四月～一九八九年三月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 町田 章
 - 5 遺跡の種類 都城跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 デパートの建設に先立つ調査で、平城京左京三条二坊の一・二・七・八坪にわたる約三万㎡を対象として、一九八六年九月から発掘を開始し、一九八九年九月に一連の調査は完了した。
- 調査地全体の遺構は敷地利用の単位が四町↓一町↓四町↓一町と変化することに注目して、A～Dの四時期に大別している。それぞれのおおよその年代は、Aが奈良時代前半、Bが中頃、Cが後半、Dは奈良時代末から平安初頭を考えている。
- 一九八七年度以前に出土した木簡の概要については既に『木簡研究』一〇号で報告したのでくりかえさない。また、一九八八年度は一坪東半部と二坪北半部及び周辺の道路側溝を中心として実施されたが、それらの遺構および遺物についてもここでふれる余裕がない

ので、関係文献等にゆずる。したがって、ここでは対象を一九八八年度の調査のうち、木簡が出土した遺構に限定する。

一九八八年度調査で出土した木簡の出土遺構(二頁図参照)と八九年九月迄の整理で確認した点数概略は以下のとおりである。

八坪東南の南北溝SD〇一四(約三五〇〇点)、東二坊間路西側溝SD〇〇二(約四〇〇点)、おなじく東側溝SD〇〇一(七点)、東西溝SD一六〇(約二〇〇〇点)、三条条間北小路北側溝SD〇一二(三点)、北面築地の北雨落溝SD一五六(二点)、一坪東端の不整形土壇SK一六三(二点)、井戸SE〇二三(四点)、井戸SE〇五八(一点)、井戸SE〇八八(二点)、井戸SE〇九六(二点)、井戸SE一〇六(二点)、井戸SE一二六(一点)、井戸SE一三二(一点)、井戸SE一四八(五点)である。

以下主要な木簡出土遺構について紹介する。

南北溝SD〇一四

八坪の東南隅に位置する南北に長い溝である。幅三～三・四m、長さは二七mである。深さは遺構面から約〇・八mある。堆積は四層に分かれ、上から「茶褐色粘質土層」「暗褐色粘土層」「木屑層」「粘土混り灰色砂質土層」となる。このうちの木屑層は約三〇cmの厚さがあり、ここから大量の木簡が出土した。

溝は南北両端は途切れており、土層の状況も流れた痕跡を見いだしがたい。木屑層より上の二層の土は堆積土というよりは埋土と考

えられ、短期間のうちに廃絶したごみ捨用に掘鑿したものである。したがって、出土遺物は一括資料と判断される。

木簡に記す年紀は和銅四年(七二二)～靈龜二年(七二六)の間におさまり、このSD〇一四はA期の四町占地の時期にあたる。

東二坊間路西側溝SD〇〇二

調査区の東辺で検出した南北溝で、溝幅二～三m、深さ〇・九～一・二mある。溝は数箇所にかけて検出し、合せて二三〇m分を発掘した。溝の堆積は四層に分かれるが、最上層は溝を埋めた土で、その下の三層が流れにともなう堆積土である。木簡はこの三層から出土している。木簡に記す年紀は和銅八年(七二五)～天平元年(七二九)であるが、天平元年が多い。

東西溝SD一六〇

二条大路の南端を大路に沿って東西に走る東西溝である。当初は二条大路の南側溝ではないかと考えたが、東端はSD〇〇二の一・二m西で途切れ、西端も一坪・八坪の境で止まっている。また途中で流入・流出する施設もない。したがって、これもSD〇一四と同様に短期間に埋められたものでSD〇一四と同性格のものである。溝幅二・六m、深さ〇・九mで、全長一二〇mをほぼ完掘した。溝は四層に分かれ、最上層は埋め立ての土で奈良時代後半の遺物を含むが、堆積土は下の三層で、木簡はすべてこの三層から出土した。木簡に記す年紀は天平三年(七三二)～一〇年で、特に天平七・八年

が多い。なお、一九八九年度の調査であるが、この溝と二条大路をはさんだ対称の位置、つまり大路の北端にも両端が途切れた東西溝が確認され、やはり天平八年前後の年紀を多く含む木簡が出土していることを付記しておく。

8 木簡の釈文・内容

南北溝SD〇一四

(今回の木簡は、上端ないし下端付近に穿孔をもつものが多い。そこで穿孔のある位置に「〇」印のみを付し(穿孔)の注記は省略した。)

(1) 「雅楽寮移長屋王家令所平群朝臣廣足
右人請因倭御」

・「故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂
少允船連豊」
230×37×3 01

(2) 「吉備内親王大命以符 婢宮入女進出」

・「〇五月八日少書吏国足 家令 家扶
(266)×(26)×3 081

(3) 「〇以大命符 吉備内親王 縫幡様進上」

・「〇使文老末呂 二月廿二日 巳時 稻粟」
200×28×3 011

(4) 「
橡煮遣繩冊匹之中伊勢繩十匹大服煮令卅匹宮在絶十匹并冊匹煮今急々進『山方王
〔御〕
〔加〕

○以大命符 牟射 廣足 等 白襦取而進出 玆努若翁御下裳納辛櫃皆進出』

出 又林若翁帳内物万呂令持煮遣絶二匹急進出淨味片絶持罷
曾

○「御 禪代帛繩 易繩 進出 又志我 山寺都 保菜造 而遣若 反者遣 支鏡 鈴直 彼行
○大御物王子御物食土器无故此急進上 主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋 又太巫召進出 附田辺史地主 五月十七日 家令 家扶
又□戶角弓田井百嶋不見

515×43×4 011

(5) 「○移 政所 各兄麻呂之厭用糸十五絢布十五常
『遣北御倉鑑一勾藏鑑一塩殿鑑勾右三』

「

○「○右糸布者若翁御物交易糸布用又米交易数記進上 附日下道万呂 九月五日椽石角」

304×(26)×5 011*

(6) 「○移 奈良務所專大物皇子右処月料物及王子等
二

」

○「○公料米進出 附紙師等 五月九日少書吏置始国足 家令 家扶」

241×28×3 011

(7) 「○移 務所 經師分由加六口

○「○附奏忌寸万呂

(196)×26×2 019

(9) 「○移 司所 米无故急々進上又滑海 ○」

○「○藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家令 家扶 ○」

299×32×4 011

(8) 「○移 務所 立薦三枚 且風悔過布施文
右二種今急進」

○「大炊司女一人依齊会而召 二月廿日 家令
遣仕丁刑部諸男」

369×33×4 011

(10) 「○移 務所 山背御田芸人功卅六常□田刈人功

○「扶 從廣足

224×(20)×3 011

(11) 「移 山背御蘭造雇人冊人食米八斗塩四升可給」

〓 輕部朝臣三狩充
奴布伎

〓

・「山背」婢女子米万呂食米一斗五升 和銅五年

〓 七月廿日大書吏 扶 〓

427×38×4 011

(12) 「進出炭十三古分数五籠小刀一針三持」

・「参出辛男 七月廿六日少書吏置始国足
家從『廣足』」

188×24×4 011

(13) 「片岡交易進上 阿射美十二尺束 右十四尺束 直廿八文
布々伎二尺束 一束各二文」

〓 駄二匹〓

・「四月十二日 道守真人」

(361)×(36)×6 081

(14) 「〓片岡進上蓮葉冊枚 持人 都夫良 〓」

・「〓 女 六月廿四日 真人 〓」

179×31×4 011

(15) 「大庭御蘭進上菁菜六十束駄二匹 一馬各卅 〓」

272×28×2 011

(16) 「耳梨御田司進上 芹二束 智佐二把 古自二把 河夫毘一把 右四種進上婢」

・「間佐女 今月五日 太津嶋」

340×28×4 011

(17) 「矢口司進上意比一斗 進上人私部亥万呂」

・「 九月十一日 太津嶋」

299×38×5 011

(18) 「佐保解 進生薑式拾根」

・「額田兒君 和銅八年八月十一日付川瀬造麻呂」

(348)×(28)×3 081

(19) 「木上進糯米四斛 各田部逆」

・「十二月廿一日忍海安麻呂」

208×29×5 011

(20) 「山背蘭司 進上 大根四束 遣諸月
交葉二斗」

・「和銅七年十二月四日 大人」

255×30×4 011*

(21) 「山背御田十町 可佃人功」

・「今蘭遣四百卅三」

(168)×(9)×5 019

(22) 「山口御田作人食米一斛塩」

・「和銅八年四月九日」

(223)×(13)×5 019

(23) 「自西店進上米十斛」

・「八月十」

(165)×(15)×4 081

(24) 「進物 加須津毛瓜 加須津韓奈須比 醬津毛瓜 醬津名我 右種物 九月十九日」
253×33×4 011*

(26) 「進上氷一駄丁阿倍色麻呂 ○」
「九月十六日火三田次 ○」
314×27×5 011

(25) 「進上炭十二籠十二月七日鴨伊布加 ○」
238×25×3 011

(27) 「造□□斤」

・「都祁氷室二処深各一丈 廻各六丈 取置氷一室三寸 令被草千束 一室各五百束 刈廿一人 各五十束 功應給布三常 □ 米四斗塩一升戸如須加 □ 二應」
和銅五年二月一日火三田次
1250×105×5 011

(28) 「六月廿九日始至閏月十二日五駄 廿二日 十六日氷一駄進多須万呂

狛首多須麻呂 閏六月十五日氷一駄 □□□万呂 廿四日進一駄 十七日氷一駄進狛多須万呂

進氷 十八日進氷一駄 □□ 廿四日氷駄給錢□□文受狛多須万呂 廿日一駄氷進狛多須万呂

廿日進氷五駄 丁借馬連万呂 □駄 廿六日充給氷駄錢廿一文受多須万呂 □□二日一駄多須万呂

・「都祁氷進始日 七月八□二荷持人□□少書吏□□進氷五駄 十日一駄 十二日進氷一□丁□田主寸麻呂 十四日 □□八日進一駄 廿九日

七月□□一駄火三田次 廿日進一駄 □□一駄 伊宜臣足嶋□日一駄 □□ 進一駄 □□

八月四日氷一駄 □他田万呂 □日一駄 □□他田万呂 十二日駄一進他田臣万呂 八月廿□日進氷一駄

八月□□日進氷一駄 □□ 他田臣万呂 □□

八月□□日進氷一駄 □□

『氷置□屋土□□十月十五日始□□ 三束 三尺 五百四十束□□ 三尺□□

』(天地逆)

779×94×4 011

- (29) 「内御所進綾粉米一升受多々女
七日古末呂。」 153×(30)×2 081
- (30) 「御所人給米六升 馬甘若翁
御湯曳人四口米四升受小国女
稲虫家令」 250×(20)×4 011
- (31) 「○内親王御所進米一升」
・「○受小長谷吉備
十月十四日 書吏」 146×22×3 011*
- (32) 石川大刀自進五升受□
家令」 (161)×(24)×3 081
- (33) 「安倍大刀自御所米一升神田古
御所進米五升 受物部立人『道万呂』○」
九月十六日 ○」 233×21×3 011*
- (34) 「山方王子進穎稻米二升受余
・女 七日若麻呂 ○」 118×22×3 011
- (35) 「竹野皇子二取米三升余女」 281×25×5 011
- (36) 「○円方若翁進米一升受志那多」 158×(18)×2 019
- (37) 「若翁犬一口米一升受小自。」
- (38) 「七月廿三日綱万呂 ○」 206×20×2 011
- (38) 「○忍海若翁米一升上□米半升 ○」
・「○受廣万呂友瀬 十一月十一日 ○」 167×(18)×2 011
- (39) 「泉幸行仕奉帳内米六升政人
・二口四升受古万呂 十九日首万呂
家令 ○」 150×23×2 011
- (40) 「○西宮小子一口米一升受万呂」
・「○ 八月廿五日大嶋」 166×24×3 011*
- (41) 「布勢大夫米一升馬從半升受古末呂 ○」
・「 九月八日道麻呂 ○」 168×22×4 011
- (42) 「○政人五口米三升七合五夕」
・「○経師七合五夕受□万呂
十一月廿二日廣嶋」 157×32×4 011
- (43) 「小子十一人米五升半 ○」
・「十一月廿日甥万呂
大書吏 ○」 233×20×2 011
- (44) 「犬司少子二口飯四升受益人 ○」
・「十月十三日大□ ○」 206×18×4 011

- (45) 「○馬司帳内一口米七合五夕 川瀬末呂 ○」
 ・「○二升 受大嶋 七月十三日 綱万呂 ○」
 172×28×3 011
- (46) ・「鶴二隻米四升 受方呂 ○」
 ・「十月卅日 ○」
 139×28×2 011
- (47) ・「司々充仕丁 津嶋末呂 右四口飯七升半十九日垂水 ○」
 ・「家末呂 『昌武』 ○」
 271×28×3 011
- (48) ・「鞭露師一口米二升受龍万呂 ○」
 ・「○月廿三日 君万呂 家令 ○」
 179×22×3 011
- (49) ・「鑄物所 鑄物師二人 雇人一口 四升 ○」
 ・「○斛一斗二升 閏月十二日 山万呂 ○」
 213×29×2 011
- (50) ・「鑊盤所 長一口米二升 銅造一口二升半 右五人米九升半受 ○」
 帳内一口一升 雇人二口四升
 龍万呂 ○
 ・「十一月廿六日 可加流 稻虫 ○」
 415×26×8 011
- (51) ・「要帶師二人 奈閉作一人 米六升 ○」
 ・「受 小治田御立 十月廿一日 方呂 書吏 ○」
 188×(21)×5 081
- (52) ・「牛乳持参人米七合五夕 受丙万呂 九月十五日 ○」
 ・「大嶋書吏 ○」
 252×22×6 011
- (53) ・「○水取司廝一人 米半升 受石万呂 ○」
 ・「○土塗廝五人 米五升 七月廿五日 甥万呂 家令 ○」
 195×26×2 011
- (54) ・「○画師四口 帳内二口 飯一斗 ○」
 ・「○十一月廿六日 受得末呂 少書吏 ○」
 181×26×5 011
- (55) ・「帙師二口 米四升 帙作帳内二口 米四升半 帳内一口 米 ○」
 ・「司二人 米六斗半 七月一日 ○」
 (210)×(19)×2 081
- (56) ・「○書法模人二口 米四升 受 ○」
 ・「○阿手良廿八日 書 黒万呂 ○」
 188×20×2 051
- (57) ・「○文校帳内 秦麻呂米一升 受大徳 ○」
 ・「○十一月卅日 石角 ○」
 158×19×2 011

- (53) 「○僧一辛女一 奴二 米七升半□」
 「○ 廿八日老」 (147)×31×1 019
- (59) 「○土師女三人瓮造女二人雇人二×」
 「○受曾女九月六日三事□□」 (161)×24×2 019*
- (60) 「乙末呂 年十二 形小 古奈都女子 ○」 105×13×3 011*
- (61) 「木上等十一月日数進 新田部形見 日廿七 夕廿一 忍海安万呂 卅 夕廿六」
 「秦廣嶋 日卅 夕廿七」 394×30×9 015
 「十一月卅日」
- (62) 小治田御立二月日廿四□ 三月□
 「二月日卅 三月日廿八 四月日廿九 五月夕一 六月」 (205)×27×6 081
- (63) 无位出雲臣安麻呂 年廿九 山背国乙当郡 上日 日三百廿 夕百八十五 『并五百五』 (262)×22×6 015
- (64) 「從八位上小治田朝臣五百足 年卅五 右京 『不仕』」 300×24×6 015*
- (65) 「從七位上行家令赤染豊嶋」
- (66) 「□□日十一」 226×13×3 065
 「十月八日瓮直四文知若 廿九日春日 『二文』大書吏
 九月廿一日 嶋大國粟直用余錢廿七
 大春日且臣六文 人功一文」
 「即日釘直『三』文 十月三日柏直二文」
 文
 「廿二日薪直四文 廿三日文部黑麻呂十文」 156×23×5 015
- (67) 「>長屋親王宮鮑大贄十編<」 214×26×4 031*
- (68) 「>『封』北宮進上 津稅使<」 300×27×3 031*
- (69) 「>封 案麻郡司進上 印<」 (260)×31×(2) 031
- (70) 「百濟郡南里車長百濟部若末呂車三轉米十二斛 上二石 中十石」
 「元年十月十三日 田辺廣國 八木造意弥万呂」 271×26×5 011*
- (71) 「>葛木上郡賀茂里米一石」 160×30×3 032
- (72) 「>鳥羽里俵一斛」 (158)×19×1 033
- (73) 「>住吉郡交易進贄塩染阿遲二百廿口之中 大阿遲廿口 小阿遲二百口 >」 219×21×6 031

- (74) 「河内国古市郡古市里金□史□」 (285)×(13)×5 081
- (75) ・「伊勢国川勾郡安麻手里五保」
 ・「海部子首春米一斛」 227×31×6 032
- (76) 「志摩国志摩郡道後里 戸主犬甘直得万呂戸口」
田君麻呂御海松廿斤
 326×36×6 033*
- (77) ・「尾張国愛知郡中寸若倭部」
 ・「大嶋」 193×30×4 051
- (78) ・「相模国高座郡美濃里秦大□」
 ・「和銅七年十月」 (243)×26×4 039
- (79) ・「上総国武昌郡高舎里在油」
 ・「四升八合 和銅六年十月」 115×19×4 032
- (80) 「尺太郡穴里大伴志伊俵」 162×22×4 032
- (81) ・「犬上郡甲良里前子位戸」
 ・「米六斗」 126×18×3 051
- (82) ・「蒲生郡西里」
 ・「三家人廣麻呂俵」 116×24×3 051
- (83) ・「高嶋郡川□里人」
 ・「丸部臣安万呂□」 (126)×23×2 033
- (84) ・「越前国江沼郡々里葛木直安倍五斗」
 ・「江沼臣小□五斗并一石」 206×20×3 051
[益力]
- (85) ・「丹生郡中山里白米一石」
 ・「和銅七年 福長国万呂」 139×21×3 051
- (86) ・「坂井郡石木部里戸主五百木部否手」
 ・「一石古殿」 178×16×2 051
- (87) 「丹波国何鹿高津里 □交易腊贄一斗五升」
持丁高津□石村 [公力]
 282×37×4 031
- (88) 「丹後国小堅魚十連」 198×24×5 033
- (89) ・「但馬国阿相郡刀我里大贄一斗五升」
 ・「都□□七年十月」 233×18×6 032
- (90) 「出雲国大原郡矢代里大贄腊老斗伍升」 190×20×4 031
- (91) 「隱伎国 海部郡佐々里 勝部乎坂 軍布六斤」 146×27×4 031

(92)	「∨美作国英多郡大野里鉄一連∨」	178×(21)×2	031
(93)	・「∨備後国鞆田郡鞆田里」 ・「∨氷高親王宮春税五斗」	193×34×6	033
(94)	「∨周防国大嶋郡務理里日下部小籠御調塩三斗」	241×24×4	033
(95)	「∨周防国大嶋郡屋代里田部蓑御調塩三斗」	270×35×6	033
(96)	・「∨周防国吉敷郡神前里戸主蘇宜部恵 ^{〔那カ〕} □塩三斗∨」 ・「∨和銅七年十月廿四日	244×30×3	031
(97)	「∨紀伊国无漏郡太海細螺八升∨」	278×25×4	031
(98)	「∨阿波国贄切海藻 ^北 ∨」	179×21×6	031
(99)	「阿夜郡氏部里白米五斗」	158×18×5	011
(100)	「∨伊予国越智郡□戸里大贄一雑腊」	370×21×5	033
(101)	・「∨余戸里御調塩三斗∨」 ・「∨一斗五升	113×21×4	031
(102)	「夏鯪」	91×14×2	051

(103) 「∨鮎魚卅三名吉魚三」

144×28×3 033

一つの遺構から三万点をはるかに超える量の木簡が出土したこと自体空前のことであるが、それ以上に価値があるのは、全体の遺物を一括資料として扱えることにある。遺構が前述のようにごく短期間のうちに廃絶した状況を示すとともに、その位置が邸宅を囲む堀の内側にあるため、他の場所からの混入という可能性をほとんど考えなくてよい。したがって、この木簡群が堀によって囲まれた中の施設に集約されたものが、年紀の最も新しい靈龜二年末から程遠くない時期にまとめて捨てられたのであろう。

木簡全体の構成は文書様木簡、付札(荷札・物品付札)、その他といった各種の木簡が出土しているが、文書様木簡の比率が高い。その文書様木簡は内容から四つに区分できそうである。その一は他の機関から発掘地宛に出された「移」「符」等の文言のある文書木簡、その二は「進上」「進」等の文言のある木簡、その三は米を支給した時の帳簿木簡、その四は官人の考課や上日を記したものと等しい木簡である。木簡の配列はおおむねこの順としたが、以下掲載木簡の概略を述べる。

(1)～(2)は、他の機関から発給された文書木簡である。このうち(1)は雅楽寮から平群朝臣広足なる人物の派遣を依頼した木簡であり、宛先は「長屋王家令所」となっている。(2)は長屋王の妻の吉備内親

王からの命令であり、ここに署名している少書吏国足を手がかりにすると、(6)もまた吉備内親王から発給された木簡である可能性がある。(1)～(12)の中には同様のものがいくつかあると考えられる。

(13)～(20)の木簡はそれぞれ蘭司・御田司などから野菜等を進上したときの木簡である。こうした進上状も数多く出土しているが、いずれも大和およびその周辺におかれた蘭や田からの文書木簡という形をとり、(19)と(61)にみえる忍海安麻呂の例などから考えて、送り手の責任者は本司のある発掘地から派遣された官人であると考えられる。つまり直接経営する土地が各所にあつて、そこから物品を送っているのである。また、(20)～(28)のように都祁に氷室があり、それを直接管理していたと考えられるなど、王族の家政経済を窺わせる史料が多い。

(29)～(60)は米の支給を記すが、これらは食料担当官のもとに保管された支給の帳簿の木簡である。そしてここに記された被支給者としては、まず吉備内親王や、石川大刀自、安倍大刀自といった長屋王の妻妾と、親族関係を確認できるものは少ないものの王の一族と考えられる者が多数いる。さらに親族以外にも多くの人々を抱えているようである。家政機関の役人はもちろんのこと、帳内・仕丁・少子といった雑用係、鋳物師・銅造・皮作・杵縫といった職人、経師・書法模人・帙師といった写経関係かと思われる人々、僧・尼・医者・奴・婢等々である。そしてこれらの人々によって構成される

家政機関の組織も復元が可能となり、それによって古代における貴族の家のありかたが解明できるのではないかと期待される。

なお、吉備内親王の居所に関しては(68)にみえる「北宮」の語が目される。北宮が吉備内親王の宮であるという通説に従えば、この木簡は吉備内親王の宮へ送られたものとなる。こうした木簡は長屋王と吉備内親王の同居を裏付ける材料ともなるが、両者の同居のありかたや、当時の地位からみてもに所有していたはずの家政機関相互の関係、両家の経済基盤などについては今後の検討課題である。

荷札・付札木簡にもいくつかの特徴がみられる。(67)は長屋王の宮に対してアワビが贄として運ばれたときの荷札である。こうした木簡と前年度出土した「長屋皇宮」の木簡等とをあわせ考えると、荷札木簡に宛先を記すという類型を設定すべきかもしれない。

(71)～(101)は貢進地を示す荷札の木簡であるが、今回の荷札木簡貢進国には著しい偏りがみられる。ここでは国の種類を例示するために掲載木簡を選択したが、点数としてみると、二〇国以上の貢進国のうち周防・近江・越前の三カ国で全体の半数以上を占めている。そのうち、周防の塩の木簡は(94)～(96)にみるように荷札としての書式を比較的整えているが、近江などは(80)～(83)のように、しばしば国名・個人名・税目・年月などを省略しているのが目につく。こうした特徴は、あるいは長屋王あるいは吉備内親王と密接な関わりのある封戸の可能性もあろう。

なお、発掘地について付言すると、前年度出土の「長屋皇宮」木簡や今回の北宮関係の木簡などからみて、長屋王と吉備内親王の居住地であったことは、きわめて蓋然性が高い。また、A期とした遺構が、長屋王の変以前には大きく改編されていないことは、『続日本紀』神龜六年二月壬申条で舍人親王らが窮問し、吉備内親王や子弟と共に自害した「長屋王宅」が、この地であったという推定は成立するのであろう。しかし、発掘地の歴史的性格については、木簡の整理がまだごく一部であることもあって、なお多くの問題を含んでおり、それらの検討も今後の課題であらう。

東二坊間路西側溝SD0011

- (1) ・「謹牒 厨務所 □本清二升許」
 ・「右為薬分之 天平元年八月十八日 大國 将曹若麻呂」
 207×29×3 011
 - (2) 「<若狭国遠敷郡青郷御贄貽貝富□并作
 □□」
 148×27×3 032
- 東西溝SD一六〇
- (1) ・「八年八月以来」
 ・「贄帳 『□□』(天地逆)」
 (題箋軸)
 353×23×7 061

- (2) ・「左京職 進鼠廿頭」
 □□
 少進正七位上勲十二等春日藏首『大市』
 204×(20)×6 081
- (3) ・「<芳野幸行貫簀 不用」
 「 天平八年七月十五日」
 136×24×5 032
- (4) ・「岡本宅 進上粟子一升二合」
 「 天平八年八月七日田□久世
 万呂」
 172×32×4 011
- (5) ・「山房解 申返抄米二斗 菜一櫃 返上 櫃一合」
 ・「丁壬生部己麻付 注状進如解 僧延福」
 天平七年閏月廿一日
 275×27×2 011
- (6) 「二門 佐伯 目下 皇后宮 下野 鴨田 □□多 合七人」
 (179)×28×2 019
- (7) ・「碗形五十口 直廿五文 大盤十口 廿七文」
 片盤百口 五十文 高坏十口 廿七文
 片拵五十口 廿文 足附大碗十口 廿八」
 ・「陶大碗四口 十二文」
 洗盤二 十一文
 139×42×4 011

(8) ・「<天平八年七月十六日残銭□□一貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知

高典又古罽直五十文使五百嶋知熊毛十七日遣網曳二百文受少進宣熊毛又先用代料

五十文 高市年益貫之 知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫熊毛八月九日鴨 四羽直

百文 受穴人国足 又三羽直七十五文 受国足 宣大春日□□十二日二百文 受飽海采女

・「<宣大春日大夫

」

300×59×5 032

(9) 「<筑紫大宰進上肥後国詫麻郡× (87)×18×2 039

(14) ・「<武蔵国足立郡土毛蓮子一斗五升」

(10) ×麻郡殖種子紫草伍拾 〔斤カ〕 □□□ (84)×18×3 081

・「<天平七年十一月 156×22×5 032

(11) ・「<伊豆国田方郡棄妾郷許保里戸主穴人マ君麻呂口

〓穴人マ宿奈麻呂調荒堅魚一斤十五兩 六連四 節

・「<天平七年十月

370×34×5 031

(12) 「<参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割

〓六斤

258×18×4 031

(13) ・「<若狭国遠敷郡木津郷御贄貽貝鮓一壩

・「<『木津里』

163×29×5 032

S D一六〇の木簡は長屋王没後の木簡群であり、S D〇一四出土の木簡と比べると、その構成や書式・内容がより平城宮木簡に近いといえる。特徴の一つは荷札木簡の比率が高いことであり、中でも贄の木簡がまとまって出土している。(12)のような参河国播豆郡の海部が貢進する贄木簡はまさに平城宮出土の木簡と同じ書式であり、参河の贄木簡の出土はこれまでの出土点数に匹敵する。参河に限らず(12)・(13)のように、贄関係木簡は多数にのぼる。従来より、平城宮における贄の木簡出土地点が、内裏周辺および東院地区というように天皇に関係の深い場所に集中し、それが贄の貢進物としての性格を反映しているという指摘がなされているが、今回のように宮外から大量に贄の木簡が出土したことは、長屋王没後のこの周辺の土地

利用を考える上で注目すべき点であろう。

荷札木簡では、その品目が海産物が多く、国別にみると(1)をはじめとして伊豆が最も多い。伊豆の荷札は今年度分だけで三〇点近いが、いずれも天平七年のものであり、同一国の同年の木簡どうしを比較検討しようというきわめて良質な資料となっている。

他に、(14)の木簡では「土毛」という税目を記すが、令に規定はあるものの、木簡としては初の例となる。貢進物としての蓮子というのも珍しい。

文書木簡は内容にバラエティーがある。(3)は『続日本紀』にみえる天平八年六月二七日から七月二三日にかけての聖武天皇の吉野行幸に関わる木簡である。(5)の「山房」は、東大寺の前身となる金鐘山房であろう。『東大寺要録』によれば、僧延福はのちに東大寺大仏開眼会で読師を務めている。(8)は魚等を購入したことを示す帳簿状の木簡であるが、ここにみえる宋人国足は天平勝宝二年八月二八日の「造東大寺司解」(『大日本古文書』二五―一三二)に「大膳職膳部」として登場する者と同一人ではなからうか。「網曳」「少進」の語とあいまって、大膳職の木簡であることを示唆する。

(9)・(10)はいずれも紫草の進上木簡であろう。同材、同筆で書式も同じと判断される木簡が他に数点あり、西海道諸国から集められた紫草を京進する際に、大宰府において一括して作成した木簡であろう。

以上のような木簡の特徴および長屋王家木簡との対比からすれば、この溝の木簡群は個人の邸宅の木簡というよりは、公的な施設に関わる木簡と考えるべきであろう。しかし、それが如何なる施設であるのかについては、溝の性格をどう考えるのか、二条大路上の溝の遺物がどこから捨てられたのか、溝の遺物を全体として一括資料と考えてよいのかなど、検討課題が多く、にわかには断定できない。

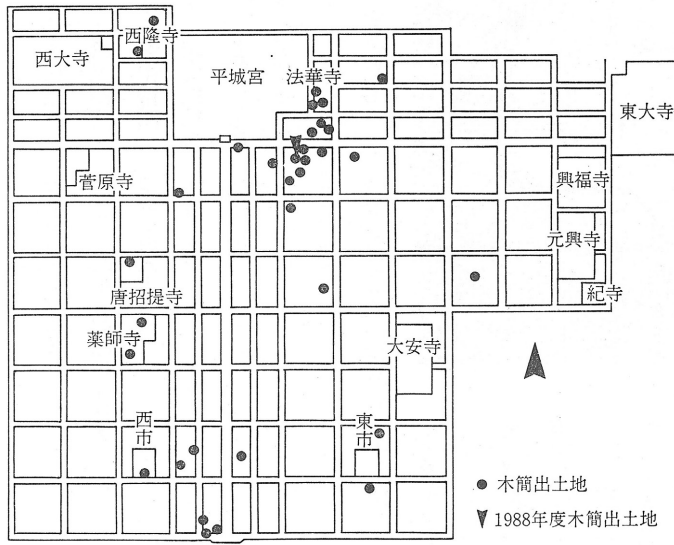
9 関係文献

奈良国立文化財研究所『昭和六三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九八九年)

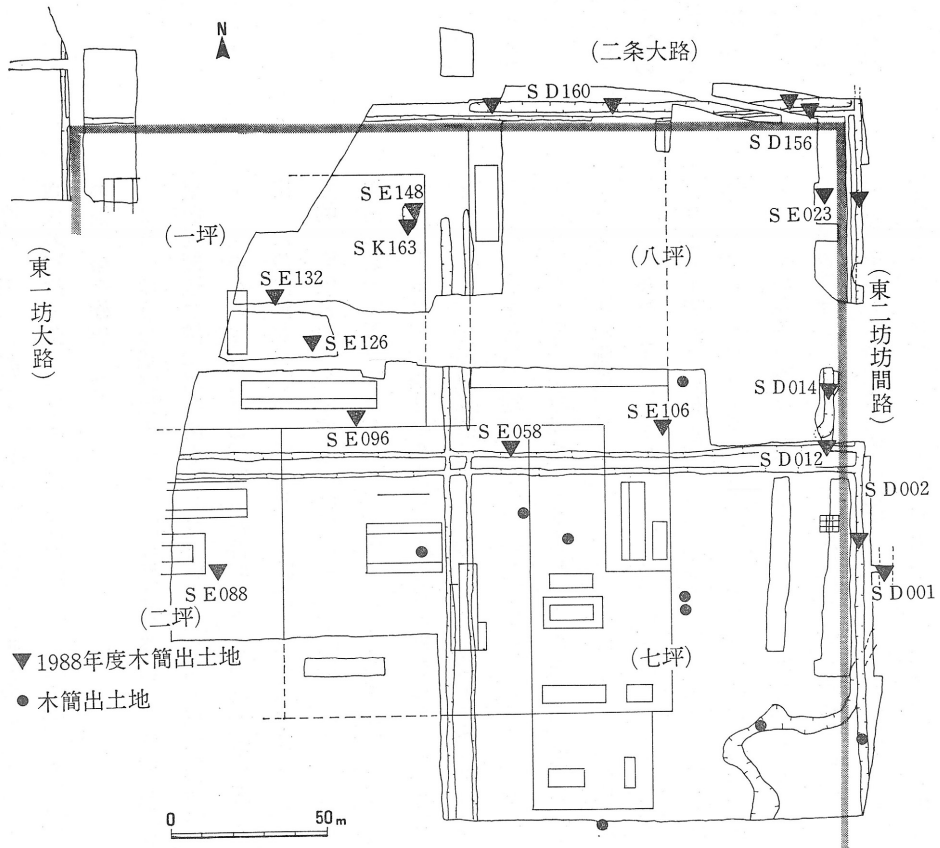
同『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十一)』(一九八九年)

(寺崎保広)

1988年出土の木簡



平城京木簡出土地点図



左京三条二坊の遺構略図と木簡出土地